

3. 特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市の印象を高める最初の玄関口となる場所です。

特定施設届出地区では、特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更については、景観法第16条第1項、熊本市景観条例第9条第1号イ（ア）、熊本市景観条例施行規則第6条第2項に基づき、事前の届出により「特定施設等に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、調和のとれた美しい沿道景観の形成を進めます。

①届出対象行為

以下に該当する建築物等の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替又は色彩の変更）を行う場合は、市長への届出を必要とします。

■特定施設一覧

対 象	
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。）第2条第6項】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 マージャン屋 ゲームセンター ラブホテル 等
【条例第2条第6項】 危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第3条第1項第1号】 飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
【規則第3条第1項第3号】 旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等
【規則第3条第1項第4号】 太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	太陽光発電施設

■届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
【条例第9条第1項 第1号イ（ア）】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの ・当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1項 第1号イ（ア）】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの ・遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※ ¹ 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの

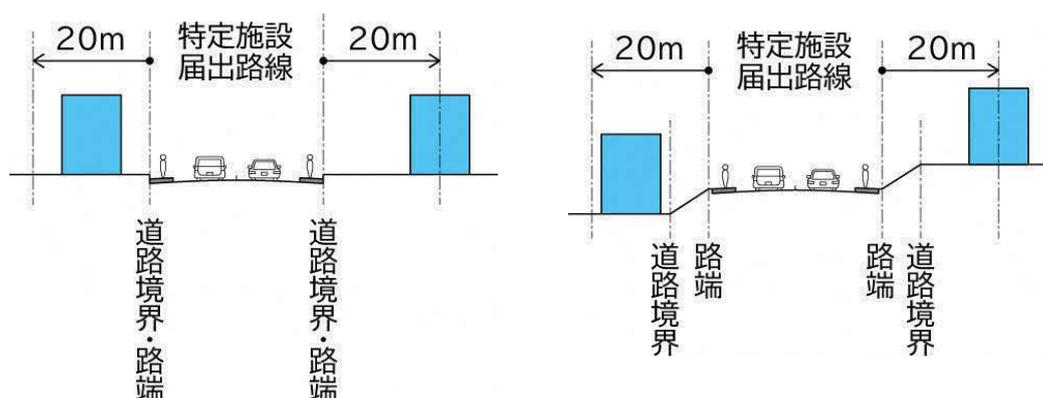
※1：斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（P74）

■特定施設届出地区

	路線名	始点	終点
①	国道3号	市道山室高平3丁目第1号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道3号	国道57号(東バイパス)との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道57号(東バイパス)	県道熊本高森線との交点	国道3号との交点
④	国道57号(東バイパス)	県道熊本空港線との交点	国道57号(菊陽バイパス)との交点
⑤	国道57号(菊陽バイパス)	国道57号(東バイパス)との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道266号	国道57号(東バイパス)との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道387号	国道3号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道57号(東バイパス)との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第2号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道3号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	国道3号(北バイパス)	国道57号(東バイパス)との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅帯山線	国道57号(東バイパス)との交点	都市計画道路保田窪菊陽線との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線(国体道路東西線)	都市計画道路熊本駅帯山線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線(国体道路南北線)	市道戸島町第51号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬町戸島線(国体道路南北線)	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線(国体道路南北線)	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道208号	国道3号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

※区域の範囲は、路端から20m以内の敷地とする。

※区域の範囲にかかる特定施設を届出対象とする。(下図)



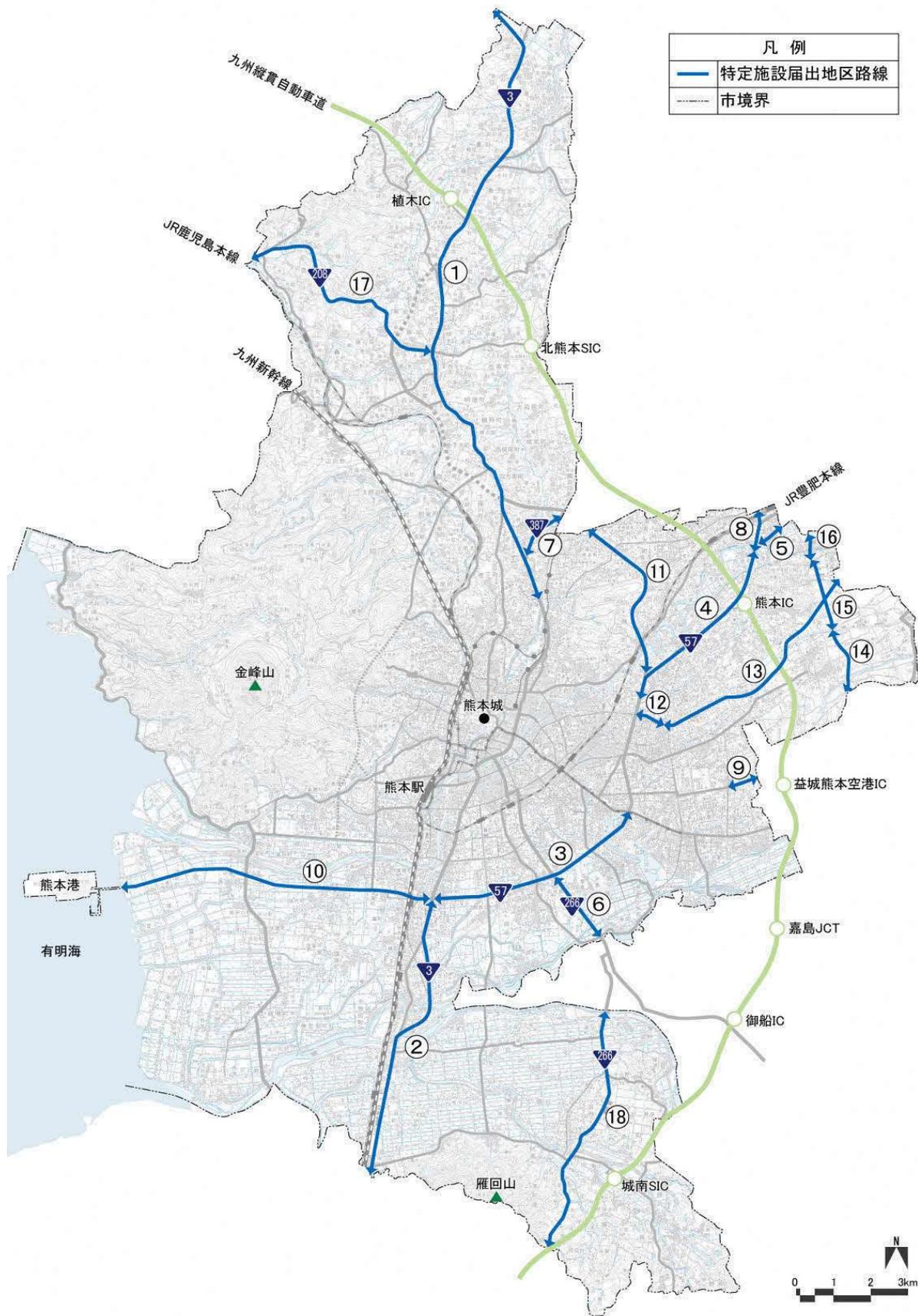


図 3-17 特定施設届出地区の対象路線位置図

②景観形成基準

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P67）の内容をご確認下さい。

項目	基準														
位置	<p>沿道にゆとりを生み出し、すっきりとした、統一感のあるまち並みにすると同時に、わかりやすく、安全で快適なまち並みにするため、特定施設及び附帯施設の位置については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等は、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とするように努めること。 ・隣接する施設相互において、沿道から見て連続性の保てる位置とするように努めること。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とするように努めること。 ・さく・塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 ・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 														
外観	<p>まち並みのまとまりと美観を保ち、周辺に溶け込んだ落ち着いたある沿道景観にするために、特定施設及び附帯施設の外観については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないように努めること。 ・色彩・素材は、周囲の自然やまち並みと調和したものとし、アクセントとなる色の使用はごく限られた箇所限定するように努めること。 ・使用できない色彩は、下表のとおりとする。 <p>「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">鮮明色</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="4">全域</td> <td>7を超える</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>5を超える</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>3を超える</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面や屋根面等の外観部分に反射の強い素材（鏡面加工等）又は発光する意匠を採用する場合には、付近の道路や周辺への影響に配慮すること。 ・外壁・屋上などに設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和をみださないように努めること。 		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	7を超える	Y系	5を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	3を超える		
	色相	明度	彩度												
鮮明色	R・YR系	全域	7を超える												
	Y系		5を超える												
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		3を超える												

敷地の緑化		<p>緑豊かでうるおいがあり、快適性の高いまち並みにすると同時に、建築物等の圧迫感をやわらげるために、特定施設及び附帯施設の敷地の緑化については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めること。 ・さらに、施設の実情によって、中木、低木、地被類などの組合せによる修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努めること。 ・建築物・工作物のまわりは修景緑化に努め、また、敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 ・スペースがない場合にも、ツタ類を使うなどして、緑化に努めること。
太陽光発電施設	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
	材料 色彩・	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	敷地の 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の周囲等の緑化に努めること^{※1}。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の快適性を向上させ、まち並みのゆとりを創出するために、小さな屋外空間の確保に努めること。 ・通りとの一体感が感じられるような建物デザインを守るために、道路前面における物品の集積は、乱雑とならないように努めること。

※1：柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す